

Legal Networks

05

～雇用保険料率が引き下がりました～

平成29年度の雇用保険料率

一般の事業はこちら！

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率		雇用保険 二事業の保険料率
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)		5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)		5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

平成29年度の雇用保険料率は、雇用情勢の改善などにより、4月から引き下げられることになりました。

失業等給付の雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げられ、3/1,000になります。

雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担。助成金の財源）については、引き続き3/1,000です。

監禁なんかしていなくても
「強制労働」と判断されてしまうケースとは...

先日、宮崎・都城労基署が、留学生に強制労働をさせたとして、介護施設などを運営する豊栄グループの4法人と同グループの会長ら5人を強制労働の禁止違反などの疑いで書類送検したというニュースが報じられました。

豊栄グループは、賃金を学校の入学金や授業料に充てる留学と労働が一体となった契約をして、不当に拘束をした疑いがあるほか、途中退学の違約金として、授業料など約36万円支払う契約を保証人となっていた親族と結んでいたそうです。

労働基準法第5条で「強制労働の禁止」が規定されています。

条文

法5条

『使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。』

上記条文中の“精神又は身体を自由を不当に拘束する手段”には、労働基準法第14条（契約期間）、第16条（賠償予定の禁止）、第17条（前借金相殺の禁止）、第18条（強制貯金）に違反する場合などが含まれます。

今回の事件は、賃金を学校の入学金や授業料に充てる留学と労働が一体となった契約が「不当に拘束をしている」と判断されたのと、途中退学の違約金を支払う契約が、「賠償予定の禁止」に当たると判断されたと思われます。

強制労働は、労基法上最も重い罰則（1年以上10年以下の懲役または20万円以上300万円以下の罰金）が定められています。

「これって強制労働に該当するのかなあ」など気になる方は、労働基準法第5条をチェックしてみたいかがでしょうか。

5月の労務管理スケジュール

労務

5/1～5/31
4月分の社会保険料の納付

税務

5/1～5/10
4月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

労務

労働保険年度更新の季節が近づいてきました。5月中旬に労働局から年度更新関連の書類が届きますので、手続き担当者へお渡ししてください！

労務

6月は従業員の住民税年度更新が行われ、今年度の新しい税額で給与から控除をしていきます。市区町村から「特別徴収税額決定通知書」が送付されましたら、給与計算担当者へお渡ししてください！



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>
TEL:03-6403-0861